

全警協発第125号

令和2年9月7日

各協会長 殿

(一社) 全国警備業協会
専務理事 福島 克臣

「警備業法等の解釈運用基準について」に関する質疑回答の周知について

謹 啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素から当協会の運営につきまして格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、ご承知のとおり、警察庁は、令和元年8月30日に「備業法等の解釈運用基準について(警察庁丙生企発第23号)」(以下「解釈運用基準」という。)を各都道府県警察に示しているところであります。

このたび解釈運用基準の「第19 警備業者等の責務(法第21条関係)」の「2府令の定め」(8)「②教育を行う者が、電気通信回線を使用して受講者と非対面で行うもの」の具体的な実施方法について、当協会から警察庁に質疑を行ったところ、別添のとおり回答が示されました。

ご多忙のところ恐縮ですが、管内加盟警備業者に対して、別添の質疑回答を周知していただきますようお願い申し上げます。

なお、本質疑回答は、当協会が発刊する機関誌「セキュリティ・タイム」9月号の「警備業法Q&A」コーナーにも掲載致します。

謹 白

【別添】

質疑回答

Q 1 テレビ会議システムを利用して、本社の警備員指導教育責任者等が離れた営業所に所属する警備員に対する警備員教育を実施した場合において、警備員教育の教育時間数に算入することはできますか。

A 1 近年の情報通信技術の発達によって、テレビ会議システムを利用して遠隔地にいる者に対する教育を行うことができるようになりました。

ご質問のようなテレビ会議システムを利用した警備員教育については、当該教育を実施する側と当該教育を受ける側の「同時性」と、その場で適切に質疑応答ができるなどの「双方向性」が担保されている方法であれば、受講者と対面して行う警備員教育と同等の効果が得られることから、警備員教育の教育時間数に算入することができます。

ただし、警備員教育の実施方法として認められている「講義の方法」、「実技訓練の方法」、「実地教育の方法」のうち「講義の方法」で実施する場合に限って認められる点に留意してください。

なお、本社から離れた営業所に警備員指導教育責任者等を同席させる必要もありません。

また、警備業法施行規則第 38 条第 2 項の表の備考第 3 号において「・・・講義の方法は、教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行う方法（電気通信回線を使用して行うものを含む。）とする。ただし、電気通信回線を使用して行う講義の方法については、次のいずれにも該当するものに限る。」とされていることから、同号イからニの条件を満たしたものであれば「講義の方法」として認められています。

<参考>

府令第 38 条第 2 項の表の備考第 3 号イからニについて

イ 受講者が本人であるかどうかを確認できるものであること。

ロ 受講者の受講の状況を確認できるものであること。

ハ 受講者の警備業務に関する知識の習得の状況を確認できるものであること。

ニ 質疑応答の機会が確保されているものであること。

この点について、「警備業法等の解釈運用基準について」（令和元年 8 月 30 日付け警察庁丙生企発第 23 号）において、「府令第 38 条第 2 項及び第 3 項の表の備考中の「講義の方法」は、具体的には次の方法によるものとする。」として、次の二つの方法を示しています。

- ① 警備員教育を行う者が、教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて、受講者と対面して行うもの
- ② 警備員教育を行う者が、電気通信回線を使用して受講者と非対面で行うもの

さらに、②の方法については、「例えば、パソコン等でインターネットを利用した学習やテレビ会議システムを利用した遠隔講義等があるところ、いずれの場合であっても、①の方法と同等の教育効果を得られるものであるべく、電気通信回線を使用して行うものであって、府令第 38 条第 2 項の表の備考第 3 号イからニまでの各要件を満たすものである必要がある。」と示しています。

つまり、テレビ会議システムのように「同時性」と「双方向性」が担保されているものであれば、警備業法施行規則第 38 条第 2 項の表の備考第 3 号イからニまでの各要件は必然的に満たされており、いわゆる e ラーニングのように「同時性」と「双方向性」が担保されていないものであれば、警備業法施行規則第 38 条第 2 項の表の備考第 3 号イからニまでの各要件を満たす必要があるということです。